

長岡市公告第3号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和3年1月6日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託」について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務」
- (2) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 委託内容 「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 長岡市内に本店、支店又は活動拠点事業所を有するものであること。
- (3) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (4) 本事業の目的を理解し、仕様書に示した事業実施ができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (6) この公告の日から本業務契約締結の日まで、長岡市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (8) 法人税、県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

4 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（別紙様式1） 1部
- (2) 提出期限 令和3年1月15日（金曜日）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 提出先へ持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着とします。）
- (4) 提出先 〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡東棟2F
長岡市 福祉保健部 生活支援課
電話：0258-39-2338

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出様式 質問書（別紙様式2）
- (2) 提出期間 令和3年1月6日（水曜日）から1月20日（水曜日）
午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールのみ（着信を必ず確認すること。）
- (4) 提出先 seikatu@city.nagaoka.lg.jp
- (5) その他 令和3年1月25日（月曜日）までに、参加表明書を提出された者全員に電子メールにて回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 法人の概要（別紙様式3）
[添付書類]
 - ①直近1年の法人全体における収支決算書
 - ②その他法人の概要が分かる資料、パンフレット等
- (2) 企画提案書（別紙様式4）
- (3) 見積書（別紙様式5）
- (4) 提出部数 正本1部 副本9部（副本のうち1部は、審査業務の都合上、コピーが可能なように製本しないでください。）
- (5) 提出期限 令和3年2月1日（月曜日）午後4時まで（必着）
- (6) 提出方法 提出先へ持参

7 選考方法

参加表明書及び提案書の提出者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容及び見積金額について本市職員が評価基準により総合的に選考し、最優秀者を決定します。プレゼンテーションの詳細、日程等については、別途参加表明書及び提案書の提出者に案

内します。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 契約に関する事項

(1) 契約方法

- ア 選定された最優秀者と本件業務における契約の締結交渉を行います。
- イ アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点の者と契約締結の交渉を行います。

(2) 契約保証金

本業務契約における契約保証金は、免除します。

10 留意事項

- (1) 当該プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その応募を無効とします。
- (3) 提出書類は、返却しません。また、提出書類は、当該プロポーザルを実施する目的以外の目的には使用しません。
- (4) 不明な点については、長岡市 福祉保健部 生活支援課にお問い合わせください。